

# 経過措置と将来的なドライブレコーダー の検討の方向性について

---

# 施行日及び経過措置の考え方

## 施行日及び経過措置の検討で考慮が必要な事項

- ✓ 平成27年度末時点で貸切バスへの**ドライブレコーダーの普及状況は、約2割**(推定)にとどまっており、3万5千台以上の貸切バスに新たにドライブレコーダーを装着させる必要がある。
- ✓ **ドライブレコーダーの取付けには、1台あたり5時間程度が必要**との意見もある。
- ✓ ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の**実効性を高めるためには、指導・監督方法に係るマニュアルを整備・周知することが必要**と考えられる。
- ✓ 既存のドライブレコーダーには、「画角がわずかに狭い」等、指導・監督に大きな影響を与えない範囲で今般定める要件とは異なるものが存在し、それらへの配慮が必要と考えられる。



これらを踏まえ、施行日及び経過措置については、今後業界の意見を聞きつつ検討。

(参考:「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づく運行記録計装着義務付け範囲の拡大スケジュール)

- ✓ 「車両総重量7トン以上8トン未満」または「最大積載量4トン以上5トン未満」の事業用貨物自動車について運行記録計の装着義務付けの対象拡大決定(平成26年3月)
- ✓ 公布日 平成26年12月1日
- ✓ 施行日 平成27年4月1日(新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。)  
平成29年4月1日(使用過程車)

# 将来的なドライブレコーダーの性能要件の方向性

## ドライブレコーダーを活用した指導のポイント

- ① ドライブレコーダーの映像で、普段から適切な運転が行われているかを確認する。
- ② 必要があれば指導を行い、その後、当該指導が反映された運転が行われているかを、ドライブレコーダーの映像で確認する。(反映されていない場合、再度指導を行う。)
- ③ ①、②を通じて全ての運転者に指導を徹底し、安全な運転を確保する。



上記をより効率的・効果的に行うにあたり、イベント記録の映像やイベント記録の数の推移を積極的に活用することが考えられる。

### 【イベント記録の活用の例】

同様の経路を運転している運転者のイベント記録の数の比較(イメージ)

	運転者A	運転者B	運転者C
○月1日	2	0	7
2日	3	1	6
3日	2	0	9
4日	6	0	10
5日	8	0	8
6日	9	1	7
7日	.	.	2
8日	.	.	1
9日	.	.	0

・急ブレーキ等によるイベント記録回数が増加傾向にある運転者を把握し、問題の有無を調査

・イベント記録回数が少ない運転者の常時記録を確認し、優れた運転のポイントを社内で共有

・イベント記録回数が多い運転者について、重点的に映像を確認し、必要に応じて指導

指導を実施

・指導後にイベント記録回数が減少したかを確認し、指導の効果を把握

# 将来的なドライブレコーダーの性能要件の方向性

## ドライブレコーダーの性能要件の方向性

- 事業者でのイベント記録の活用方法や負担等の状況を見つつ、将来的には、Gセンサーの搭載及び全てのイベント記録の確認の義務づけについて検討していく。
- その際には、イベント記録の営業所への保存と運転日報の提出を同時に行える(=運転者の負担軽減が図られる)よう、ドライブレコーダーとデジタルタコグラフの一体化の推奨を検討する。
- ドライブレコーダーと保安基準を満たしたデジタルタコグラフの一体化が進めば、耐久性の向上も期待される。
- そのほか、ドライブレコーダーの関連技術の動向を注視し、必要に応じてドライブレコーダーの性能要件の見直しを行う。